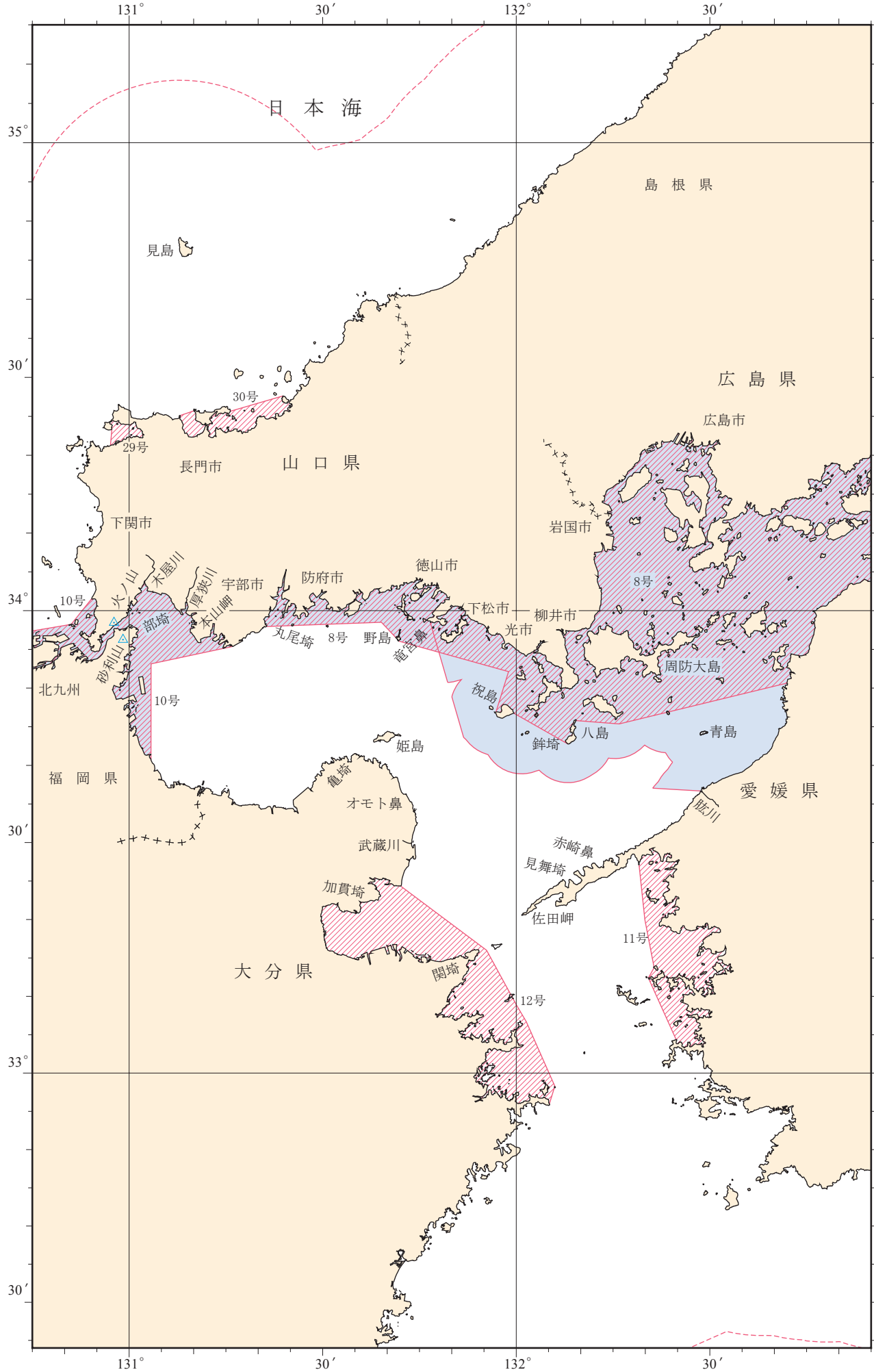




母 港	第 7 号(大阪湾)-15	5 海里以内
-----	---------------	--------

沿海区域

ただし、和歌山県市江崎から徳島県網代崎まで引いた線以北、愛媛県肱川口左岸突端から山口県祝島烏帽子鼻より211度18000メートルの地点を経て同県竜宮鼻まで引いた線以東の陸岸により囲まれた水域のうち同水域内の本州及び四国並びにこれらに附属する島の各海岸から5海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。

029907015